

アスベスト含有率測定方法及び、天然鉱物の不純物として検出されるアスベストについて

1. アスファルトルーフィング類、アスファルト系防水層のアスベスト含有率測定方法について

建材製品中の石綿含有に係る分析方法を定めた日本工業規格（下表参照）のうち、JIS A 1481-2 及び 3 においては、「アスベストが不純物として含有するおそれのある天然鉱物及びそれを原料としてできた製品については、適用できない。」（平成 28 年 3 月 22 日付改正版 JIS A 1481-2 の 1 頁参照）とされ、「アスベストが不純物として含有するおそれのある天然鉱物及びそれを原料としてできた製品については、適用しない。」（平成 26 年 3 月 28 日付制定版 JIS A 1481-3 の 1 頁参照）とされています。当社が製造、販売するアスファルトルーフィング類は天然鉱物を原料に使用しておりますので、当該製品のアスベスト含有率を分析調査する場合は、JIS A 1481-1 及び 4 を採用するようご注意ください。

建材製品中のアスベスト含有率測定方法

推 奨	JIS A 1481-1	－第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法
適応外	JIS A 1481-2	－第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法
適応外	JIS A 1481-3	－第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法
推 奨	JIS A 1481-4	－第 4 部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法

2. 天然鉱物の不純物として検出されるアスベストについて

前項の一覧表に記載した製品以外にも過去の一定期間に当社が製造・販売したルーフィング材から、稀に微量のアスベストが検出されることがあります。これは原料の天然鉱物中に不純物として含有される微量のアクチノライトまたはトレモライトであることが判っています。前述の試験で稀に検出されるこれらのアスベストは製品中にごくわずかに偏在するもので、製品全体としてのアスベスト含有率は法令で定める基準値以下であることを確認しておりますので、当社製品は「石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物」（労働安全衛生法第 55 条、同法施行令第 16 条第 1 項第 4 号及び第 9 号等）には該当いたしません。

※ 本件につきましては厚生労働省、国土交通省、経済産業省及び所轄の労働基準監督署に報告済みです。

以 上